

亀山市告示第114号

亀山市移住促進のための空き家リノベーション支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成30年6月28日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市移住促進のための空き家リノベーション支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市移住促進のための空き家リノベーション支援事業費補助金交付要綱（平成27年亀山市告示第77号）の一部を次のように改正する。

第1条中「市内に存する空き家住宅又は空き建築物」を「空き家住宅等」に改める。

第2条第1号中「市内に存する空き家住宅又は空き建築物」を「空き家住宅等」に改め、同条第3号中「空き家住宅又は空き建築物」を「空き家住宅等」に改め、「存する住宅又は建築物」の次に「（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物のうち、長屋（2以上の住戸を有する建築物で、かつ、建築物の出入口から住戸の玄関に至る階段、廊下等の共有部分を有しないものをいう。）及び共同住宅（2以上の住戸を有する建築物で、かつ、建築物の出入口から住戸の玄関に至る階段、廊下等の共有部分を有するものをいう。）を除くものをいう。）」を加え、「住宅又は建築物を」を「ものを」に改める。

第3条中「以下」を「次条第1項、第2項及び第3項、第5条、第6条並びに第10条から第13条までにおいて」に改める。

第4条第1項第3号中「空き家住宅又は空き建築物」を「空き家住宅等」に改め、「所有者」の次に「（個人に限る。）」を加え、同条第4項中「空き家住宅又は空き建築物」を「空き家住宅等」に改め、「第2条第4号に定める」を削り、同項を同条第5項とし、

同項の次に次の 1 項を加える。

6 前各項の規定にかかわらず、この告示による補助金の交付を受けようとする者が、補助の対象となる空き家住宅等を対象としてこの告示による補助金若しくは次の各号に掲げる補助金の交付を受けたことがある場合又は当該空き家住宅等を対象として次の各号に掲げる補助金の交付を受ける場合は、この告示による補助金は交付しない。

(1) 亀山市木造住宅耐震補強等事業補助金交付要綱(平成 17 年 亀山市告示第 68 号)による補助金(同要綱第 3 条第 1 項に規定する耐震補強工事に対する補助金を除く。)

(2) 亀山市伝統的建造物群保存地区保存事業補助金交付要綱(平成 17 年 亀山市教育委員会告示第 7 号)による補助金

(3) 亀山市空き店舗等活用支援事業補助金交付要綱(平成 30 年 亀山市告示第 92 号)による補助金

(4) 亀山市移住促進のための空き家リフォーム支援事業費補助金交付要綱(平成 30 年 亀山市告示第 号)による補助金

第 4 条第 3 項第 3 号中「建設業者」を「施工業者」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項第 2 号中「市内」を「県内」に、「建設業者」を「施工業者」に改め、同号を同項第 3 号とし、同項第 1 号を同項第 2 号とし、同項に第 1 号として次の 1 号を加え、同項を同条第 3 項とする。

(1) 居住用部分に対するものであること。

第 4 条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、市町村税又は次の各号のいずれかの市の歳入を滞納している者を補助金の交付対象者としな
いことができる。

(1) 亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例(平成 27 年 亀山市条例第 1 号)及び亀山市認定こども園条例(平成 27 年 亀山市条例第 30 号)に規定する利用者負担額等

(2) 亀山市農業集落排水処理施設条例(平成 17 年 亀山市条例

124号)に規定する使用料

(3) 亀山市営住宅条例(平成17年亀山市条例第135号)に規定する家賃

(4) 亀山市公共下水道条例(平成17年亀山市条例第131号)に規定する使用料

(5) 亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例(平成18年亀山市条例第34号)に規定する負担金等

(6) 亀山市立幼稚園利用者負担額の徴収に関する条例(平成27年亀山市条例第2号)に規定する利用者負担額

第5条中「費用(」の次に「建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第1号に規定する同一敷地内の複数の空き家住宅等にリノベーションを行う場合は、それらの費用の合計額。」を加え、「3分の1」を「2分の1(三重県移住促進のための空き家リノベーション支援事業費補助金交付要領(平成27年2月24日施行)による補助金の交付が行われない場合は、6分の1)」に、「)とする。」を「)を限度として、予算の範囲内において市長が定める」に改め、「3,000,000円」の次に「(市外に本店、支店又は営業所を有する施行業者によるリノベーションにあつては、1,500,000円)」を加える。

第12条第1項第1号中「市外へ転出」を「補助の対象となった空き家住宅等から転居」に改める。

別表第1耐震診断結果報告書(判定書を含む)又は耐震補強計画書の項中「耐震診断結果報告書(判定書を含む)又は耐震補強計画書」を「旧耐震基準により建築された空き家住宅等のリノベーションを行う場合にあつては、耐震診断結果報告書又は耐震補強判定書」に改める。

様式第2号中「5年以上」の次に「補助の対象となった空き家住宅等に居住し、」を加え、「第12条」を「第12条第1項各号」に改める。

様式第3号中「5年以上」の次に「補助の対象となった空き家住

宅等に」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成30年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日前に行った亀山市移住促進のための空き家リノベーション支援事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定による申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。